

山梨県立甲府西高等学校同窓会特別会計細則(案)

第1条(目的)

山梨県立甲府西高等学校同窓会(以下「本会」という。)は、本会の運営の財政的基礎の確立を図るとともに、山梨県立甲府西高等学校(以下「母校」という。)の支援を円滑に進めるために、特別会計を設ける。

第2条(財源及び繰り入れ)

- 1 特別会計は、以下の財源をもって構成する。
 - (1) 本会積立金からの繰入金
 - (2) 同窓会積立金特別会計からの繰入金
 - (3) 本会一般会計からの繰入金
 - (4) 寄付金
 - (5) その他収入
- 2 特別会計への(1)(2)(3)を財源とする収入金額及び繰り入れる使用目的別特別会計は総会で決議する。
- 3 寄付金は、寄付者が選択した使用目的特別会計に繰り入れる。指定がない場合は、積立金特別会計に組み入れる。

第3条(運営)

- 1 特別会計は、本会の会長が一般会計とは別に統括管理する。
- 2 特別会計は、使用目的別に個別の特別会計を設定し、特別会計ごとに通帳を分けて管理する。
- 3 下記の使用目的で特別会計を設定し、運営する。
 - (1) 周年事業特別会計－本会及び母校の周年事業に使用する。
 - (2) 教育支援事業特別会計－母校支援・母校の生徒支援・本会の会員支援事業に使用する。
 - (3) 緊急対策支援特別会計－緊急事態等に際して必要となる事業に一時使用する。
※一時使用とは、例えば協賛金募集等に際し、先に支払いが必要となる時に、一時的に緊急対策支援特別会計より支出し、一年以内に特別会計に返却すること。
 - (4) 固定資産取得・IT推進事業特別会計－本会の運営や活動の活発化に必要な備品や資産の購入及びIT推進事業に使用する。
 - (5) 同窓会積立金特別会計－これまでの本会の積立金を一般会計とは分け管理し、総会で決議を得た用途に使用する。
- 4 本会の会長は、原則、正副会長及び歴代会長(1名以上)、会計監査で構成する特別会計運営委員会を組織し、特別会計の支出等について検討し、決議する。
- 5 特別会計を使用(支出)する為には、本会の会長が、特別会計運営委員会の決議を得た上で、本会理事会の決議を必要とする。但し、緊急対策支援特別会計の支出については、常任理事会決議とする。また、用途が限定されていない同窓会積立金特別会計については、本会総会の決議を必要とする。

第4条(特記事項)

使用目的別に設定した特別会計の金額を決定及び変更する際は、総会決議を必要とする。

第5条(その他)

本細則の改定については、総会決議を必要とする。

目的別特別会計繰り入れ金額(案)

◇定期預金残高 20,193,253 円

- (1) 周年事業特別会計－本会及び母校の周年事業に使用する。⇒0円
※寄付金があった場合
- (2) 教育支援事業特別会計－母校支援・母校の生徒支援・本会の会員支援事業に使用する。⇒0円
- (3) 緊急対策支援特別会計－緊急事態等に際して必要となる事業に一時使用する。
⇒5,000,000 円
- (4) 固定資産取得・IT 推進事業特別会計－本会の運営や活動の活発化に必要な備品や資産の購入及び IT 推進事業に使用する。⇒1,000,000 円
- (5) 同窓会積立金特別会計－これまでの本会の積立金を一般会計とは分け管理し、総会で決議を得た用途に使用する。⇒14, 193, 253円